

# 業 務 概 要 書

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 業 務 件 名 | 航空障害灯断心監視   |
| 2 | 業 務 期 間 | 記載のとおり<br>(航空障害灯断心監視業務依頼書による業務依頼)   |
| 3 | 業 務 場 所 | 徳島・池田・高知・中村・松山・宇和島・新居浜・高松支社管内   |
| 4 | 業 務 目 的 | 航空法に定められた航空障害灯の状態を常時監視する  |
| 5 | 業 務 内 容 | 航空障害灯制御盤への伝送装置取付・航空障害灯の断心監視<br><br>○伝送装置（太陽光パネル等の電源含む）の取付<br>・現地での機器等設置、伝送試験等<br>（伝送装置等の故障時における復旧対応を含む）<br><br>○航空障害灯の断心監視（常時）<br>・断心時におけるメールによる連絡<br>（メールアドレス等は別途指示）<br>・送信先変更対応<br><br>○航空障害灯断心監視記録表の提出（毎月）<br><br>○業務実施報告書の提出（年度末） |
| 6 | そ の 他   | ・断心監視に必要な機器・電源等（伝送装置等）は、受託者で準備し設置すること<br>・設置した機器・電源等の故障時は、受託者の責任において速やかに復旧する体制を構築すること<br>・天候不良が5日以上継続した場合においても常時電源を確保するシステムを構築すること<br>・鉄塔上で作業ができること   |